

第15号 平成19年5月25日(金曜日)

平成十九年五月二十五日(金曜日)

午前九時二十一分開議

出席委員

委員長 山口 泰明君

理事 小野寺五典君 理事 嘉敷 知賢君

理事 三原 朝彦君 理事 やまぎわ大志郎君

理事 山中 あき子君 理事 長島 昭久君

理事 山口 壯君 理事 丸谷 佳織君

愛知 和男君 伊藤 公介君

猪口 邦子君 宇野 治君

小野 次郎君 河野 太郎君

高村 正彦君 篠田 陽介君

新藤 義孝君 鈴木 誓祐君

松島みどり君 三ッ矢恵生君

山内 康一君 笹木 竜三君

長妻 昭君 前原 誠司君

松原 仁君 笠 浩史君

東 順治君 笠井 亮君

照屋 寛徳君

.....

外務大臣 麻生 太郎君

外務副大臣 岩屋 毅君

外務大臣政務官 松島みどり君

国土交通大臣政務官 藤野 公孝君

政府参考人

(外務省大臣官房審議官) 木寺 昌人君

政府参考人

(外務省大臣官房審議官) 佐渡島志郎君

政府参考人

(外務省大臣官房審議官) 草賀 純男君

政府参考人

(外務省大臣官房参事官) 伊原 純一君

政府参考人

(外務省大臣官房参事官) 片上 慶一君

政府参考人

(外務省大臣官房参事官) 大江 博君

政府参考人

(外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長) 中根 猛君

政府参考人

(外務省北米局長) 西宮 伸一君

政府参考人

(外務省中東アフリカ局長) 奥田 紀宏君

政府参考人

(外務省国際法局長) 小松 一郎君

政府参考人

(海上保安庁警備救難部長) 石橋 幹夫君

政府参考人

(環境省大臣官房審議官) 谷津龍太郎君

政府参考人

(防衛省防衛政策局長) 大古 和雄君

政府参考人

(防衛施設庁長官) 北原 巖男君

政府参考人

(防衛施設庁施設部長) 渡部 厚君

政府参考人

(防衛施設庁建設部長) 千田 彰君

外務委員会専門員 前田 光政君

現実上、日本としてこのクラスター弾条約にどうかかわるかという話、その担当の課長が出た以上は、日本としてどういうふうにかかわるかということも十分詰められて行かれたはずですが、そういう意味では、今大臣から私は前向きな答弁があったように解じていますけれども、今ベルーヘ代表団がさらにしているわけですね、それについてはもう少し前向きな対応があり得るのか、その辺はいかがでしょうか。

岩屋副大臣 大臣からも局長からも申し上げましたように、私ども、基本的にはCCW、生産国も入っている枠組みを重要視しているわけでございます。ただ、CCWの枠外の会議も非常に重要な会議なので、今度のリマにも参加をするわけでございます。

ベルーが提案している条約案、先生も御存じだと思いますが、実質的に直ちにすべてのクラスター弾を禁止するという内容でございますので、そういう内容のままでは多くの国が参加できて実効性のある国際約束にはならないのではないかと考えておりますけれども、その会議に出てしっかりと状況を把握しての必要がある、こう考えているわけでございます。

山口(壯)委員 今、そのリマには今度はどういうレベルの方が行っておられるんでしょうか。

中根政府参考人 お答え申し上げます。

外務省からは軍縮不拡散・科学部の審議官が出席しておりますし、防衛省からは担当課長が出席しております。

山口(壯)委員 私もちょうと新聞記事を見たところ、その軍縮・科学部の審議官というのは新保さんということですか、例の、防衛庁から出向されてきた新保さんということですね。なるほど。

そういう中で思うのは、今、岩屋副大臣から、今のままの内容では実効性が確保されるのが難しいだろうからという話もありました。そうすると、今回のリマのような会議で、日本として、生産国、あるいは日本も保有国ですけれども、その間をうまく取り結ぶような外交努力というのは、十分日本としての役割を果たす場面だと思えますけれども、どういうふうにそういうかじ取りをされようとしていますか。

岩屋副大臣 先生おっしゃるとおりでございまして、先ほど申し上げたのが私どもの基本的な考え方で、大臣がおっしゃったように、人道面にも十分配慮しなくちゃいかぬ、一方、我が国も保有国でありますが、安全保障のこともしっかり考えなくちゃいかぬ、そして、こういう国際約束は最後に実効性のあるものでなくてはいかぬということでございますから、ただ会議を傍観するということではなくて、リマの会議で日本の考え方をしっかりと関係各国に説明し、理解を得る努力はしていきたい、こう思っております。

山口(壯)委員 前回のオスロ会議で四十九カ国が参加という話がありました。結局、不支持に回ったのは何カ国ですか。

中根政府参考人 先ほど申し上げましたように、オスロ宣言について、これを明確に支持する国、支持をしない国ということで署名を求めたりということをしたわけではございませんので、はっきりとどの国が支持をし、どの国が支持を留保したかということについては、確定的な数字というのはわからないわけでございますけれども、オスロ会議が終わった段階でルウエーの担当者が記者会見をやっております、その中で記者から聞かれて、このオスロ宣言を支持しなかった国はどこですかという質問に対して、日本を含めて三カ国という回答をしております。

山口(壯)委員 ポーランド、ルーマニア、日本が不支持に回ったということがどうも正しそうですね。

四十九カ国のうち三カ国だけ不支持に回って、その中にしっかり日本が入っている、もうちょっと別の対応があり得たんじゃないかという気がするんですけども、不支持と言わずに、例えばちょっと留保させてくれと、不支持というのは積極的な意思表示です、留保させてくれ、いろいろ調整させてくれ、日本がしっかり調整役に戻るから前向きに進めよう、こういう訓令も出し得たんじゃないかと私なんかは思いますが、中根さん、どうして結局不支持という本省からの指示になったんでしょうか。

中根政府参考人 お答え申し上げます。

日本としても、不支持ということを示明的に言ったわけではなくて、支持を見送ったというのが恐らく正しい表現だと思います。

先ほど申し上げましたように、オスロ会議については、これは何分にも、クラスター爆弾について議論をするいわゆる既存の枠組み以外で行われる初めての国際会議ということで、議論をすることに焦点を置くということで、会議の後に何らかの成果文書を発出するということは、当初は我々は少なくとも聞いておりませんでしたので、そうしたものをあらかじめ想定しておくというのはなかなか難しかったという事情がございます。

山口(壯)委員 中根さんは本省におられるから、情報をとる現場にもおられなかったろうし、そういう意味では、この程度の情報は外務省としてやはり持つておくべきだったですね、四十九カ国が集まる、その主催者がただ単に集まって議論しようということではないはずですね、そこに日本の情報収集過程というのが若干欠けているんじゃないかという気がします。

だけれども、今中根さんがお触れになられた、既存の枠組み以外でこの話があったしというのもありました。では、既存の枠組みでクラスター弾について抑制的に考えようという議論はありますか。

中根政府参考人 お答え申し上げます。

特定通常兵器制限禁止条約というのがございまして、これは特に人道的な目的で、過大な被害を与える武器についてはこれを制限ないしは禁止していくということで、幾つかこの枠組み条約のもとに議定書がつくられてございます。クラスター爆弾についても、この特定通常兵器禁止制限条約という枠組みの中でこれまで議論が行われてきておりますし、今後も、ことしの六月にはクラスター爆弾についての政府専門家会合が開かれますし、十一月にはこの条約の締約国会議というのが開かれる予定になっておりますし、そこでは当然クラスター爆弾についての問題が中心的な議題になるかと思っております。

山口(壯)委員 米中ロが参加しなかった、その中で既存の枠組みとは別のこういう会議が開かれている。

ところで、会議が終わってから、米中ロと外交ルートを通じてのどうい調整がなされましたか。

中根政府参考人 お答え申し上げます。

アメリカにつきましては、我が国の同盟国ということで、この問題についてもいろいろな機会、特にオスロ会議以後にも何回か意見交換を行っております。

ロシア、中国については、特段そうした形でパイの協議というのは持っていませんけれども、ジュネーブの軍縮会議に、それぞれ公館を持っておりますので、そういうところを通じての意見交換というのは行ってきております。

山口(壯)委員 猪口さんもそこにおられたし、いろいろ雰囲気はわかっておられると思うんですけども、例えば、米との間で議論もされたというお答えでしたけれども、この話についてはアメリカは今どうい意向でいますか。

中根政府参考人 お答え申し上げます。

アメリカとの間で安全保障の面を含めているいろいろな議論をしているわけでございますけれども、基本的にはアメリカは、クラスター爆弾というのは、特に面を制圧する上で非常に有効な兵器であるということ、それから同盟国との関係でも非常に重要な兵器であるということ、これを直ちに禁止するというのは、アメリカとしては応じることは難しいというのが基本的な立場だというふうに聞いております。

山口(壯)委員 アメリカは、直ちに禁止というのは反対だとしても、いずれ抑制的に考えようという意向は持っていますか。

中根政府参考人 お答え申し上げます。

アメリカとしても、こうした形で人道的な側面について国際論の焦点が当たっているという現状を踏まえれば、いろいろな意味で、このクラスター爆弾についても、技術的な問題を含めて考えていく必要があるという見解を持っていると承知しております。

山口(壯)委員 現実上、クラスター爆弾というのは、ほんとに破裂したら一面全部ぱっとやってしまうわけですから、どこで使うのかな、日本は自分の国内でこういうのを使えるかな、日本としてはこれはなくてもいい爆弾の種類だと私なんかは思います。

もっとナイーブに、こういうことについて、やめようぜと、すくにはなくてもやめようぜというのは、もっとナイーブに日本はこういうところへ言ってもいいんじゃないかと思うんです。

ちなみに、日本のクラスター爆弾はどこ製ですか。

中根政府参考人 基本的には防衛省の所管の話でございますけれども、私どもが聞いている範囲では、一部国産のものがございすけれども、基本的にはアメリカ製のものが多くは、

山口(壯)委員 こういのは、いわゆる軍産複合体ということで、爆弾をつくっている会社があって、その向こうには我々にとっては非常に意見の言いにくい人たちがしっかり控えているわけですね、そういう意味では、ナイーブな対応というのが案外こういうときはいいんだと思うんです。わかっておらぬなんて思われながら、やめようぜというのが非常に有効だと思うんです。

そういう意味では、我々は今は野党です、我々はこういうふうに言っていて、国内でも大変だから、ちょっと日本としてはやらざるを得ないんだと、いろいろなやり方があるでしょう、大臣のおじいさんの吉田茂さんも、野党がこの日米安保条約については同等の形を整えないと同盟自身がない、だから、ユニファイドコマンド、NATOのようなアイゼンハワーさんが全軍を指揮するという格好は日本ではとれない、ユニファイドコマンドについては最後まで見送った。そのときに、ユニファイドコマンドを日本が認めないのだったら、では、安保条約も、もちろんそのものとなっている平和条約、講和条約も、全部上院の批准はもうおれやめると、タレスにそこまでおどかされても、なおかつ突っ張ったのが吉田茂さんです、ある意味で、野党がこういうふうに言っているからとこの物をすくまく利用されている。

このクラスター弾についても、アメリカの意向というのはもうはっきり、軍産複合体、向こうに爆弾をつくっている会社が控えているわけですから、よう言わないわけです。特に、今のプッシュさん、今はアメリカ全体がそうですけども、イスラエルの意向というの物をすくくにする。そういう意味では、イスラエルが怖がっているイラクには戦争し、イスラエルが怖がっているイランも非常に気になってしょうがない。北朝鮮については、全部制裁を解除してでもイラクとイランに集中せざるを得ないという発想さえ持っているわけですよ。

だから、そういう意味では、このクラスター爆弾をつくっている会社が非常に後ろ向きなことを言っても、日本はそこら辺はナイーブに、いや、こういうのはもうやめようぜということを言うべきだと思いますが、このリマの会議でそういうことを言う訓令は出ていますか。

岩屋副大臣 クラスター爆弾の兵器としての特性については、本当は防衛省から答えてもらった方がいいんだと思いますが、先生も御承知のとおり、地雷の場合は抑止にはなるけれども制圧をするという兵器ではないわけでございまして、多分防衛省は、着上陸侵攻に備えて、面的に制圧するための兵器としてクラスター爆弾を保有しているんだと思います。

したがって、そういう安全保障上の観点と、先ほどから御議論がある人道上の観点のバランスをどうとるかということが非常に大事だと私たちは思っております、リマの会議では、どちらかというと、つくってもないし持ってもないという国が多いわけですけども、あえてそういうところにも出て行って、日本の考え方を説明し、また国際社会の意見も十分に拝聴して、今後の対応をしっかりと政府として考えていきたいということでございます。

山口(壯)委員 今の岩屋さんの答弁は、これから、このリマの会議の結果を踏まえながら、あるいは、そこでも前向きな発言をしながら、生産国ともいろいろ日本が橋渡しの役割も果たそうじゃないか、こういう答弁ですか。

岩屋副大臣 基本的にはおっしゃるとおりです。

山口(壯)委員 では、ぜひそういうふうにお願いします。

きょう、このクラスター弾ばかり話していても、次に進まなきゃいけないので、大臣にはもう少し大きな話でいろいろ議論させてもらいたいんです。

アジアの共同体構想というのを、最近いろいろな人が日本に来て議論しています。大臣として、アジアのコミュニティーづくりというか共同体づくりというか、どういビジョンをお持ちですか。

(やまざわ委員長代理退席、委員長着席)

麻生国務大臣 これは一昨年の十一月だったか十二月だったかの記憶だと思いますが、EASという、地域統合を進める上でということと、あのときは中国等々はインド等々が介入するのに反対でしたかな、たしかそんな記憶があります。それが、最終的にこのEASというのに参加を、インド、オーストラリア、ニュージーランドを含めたところでこれを立ち上げるということになったというのがあのときの経緯だったと思いますが、そのときで、目標としては、自由、民主主義、基本的人権、市場経済、法の支配といった普遍的な価値を基礎にということをもとにして、将来にわたって地域の安定と持続的な発展ということを可能にしていくというのを目的とするということで、基本としては、今ありますASEAN等々と連帯をしていくということがそのとき話として出たと記憶をしております。

しかし、問題としては、このASEANの中には、いわゆる開発の点からいったら格差がありますので、いわゆるCLV、今はMが入りましたCLMVかもしれないませんが、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム等々の地域格差というところを埋めるということをちょっと重点的にやっていかないかぬということで、そこらところをやる。

それからまた、フィリピンの、今議長国なんですけど、昨日もフィリピンのロムロ外務大臣等々と話をしておりますが、ここの一月にセブでやりました会議のときにも、このE A Sと言われるところの中において、問題点のもう一つはエネルギーだと思っておりますので、エネルギーの問題についてはいろいろ、ここのところの安全保障やら考えないかぬという点と、やはり未来を担う青少年の交流というのを考えないかぬではないかということ、まずはそういった基本的なところからスタートして、長期的なものを考えてやっていくというのが基本だと思っております。

山口(壯)委員 それは大臣、例えばビジョンとして、フィリピンとの間では、この間、看護師さんをどうするか、介護福祉士さんをどうするかということであるいろいろもめましたね。もめて、我々はここで賛成ということで送り出しました。向こうでまだ批准がされていないようですけれども、結局、こういう二国間のネットワークをいろいろ張りめぐらしていこう、こういうお考えですか。

麻生國務大臣 今回の予算が過日承認をされておりますけれども、あの予算書の中を見ていただいても、五年間で三百五十億円の青少年交流というのは、別に二国間に限っているわけではありません。

山口(壯)委員 共同体構想は、その青少年の話だけで進むものじゃないですね。それはそれとして大きな話です。だけれども、現実はどういうふうに進めるかという方策について、FTAとかあるいはE P Aとか、ある意味で二国間的なものの積み重ねで考えられようとしているんでしょうかという質問です。

麻生國務大臣 E P A、F T Aというのは、W T Oの補完的なものだと思います。したがって、それだけに特化するつもりもありませんし、そういったものを補完できるということで、やはり基本は、W T O的なものが基本だと思っております。したがって、E P A、F T A等々をA S E A Nとまとめてやる、いろいろな考え方はあるうとは思いますが、

山口(壯)委員 W T Oを中心というのは、我々民主党もそれはそれで考えを同じくするところですけども、例えば中国がいるいるな国と二国間のリンクをずっと張りながら、そして彼らの意向というものを共有できるような仕組みをつくっているわけですけども、日本として、最終的にどういう仕組みをお考えでしょうか。

麻生國務大臣 E Uも、スタートした三十年前に、今日のE Uを予想した人は一人もいなかったと思いますね。

そういった意味では、なかなか将来のことでまで予測できませんので、どこが希望かと言われても、少なくともこの地域においてE Uみたいな形になっていけるのが、ある程度目の見える理想としてはああいうものと存じますが、そこまで行くのにどれくらいかかるのか、背景が全然違いますし、シャルルマーニュ大帝みたいな大きな組織が、いわゆるコミュニティーがあったというような背景を我々は持ちませんし、宗教も、いわゆる旧約聖書をもとにしたというような宗教団体とも違いますし、宗教関係とも違いますし、いろいろな意味で我々は背景が違いますので、そんな簡単にいけるというようなことを申し上げるつもりはありませんが、少なくとも、域内の中においてE P Aみたいな、お互いの関係がいろいろ、人的交流を含めましてスムーズ、かつ地域間格差がある程度、それは全くゼロになるなんということはありませんし思いますけれども、少なくとも格差が極端にあり過ぎるというような状況が、お互い助け合ってレベルが上がっていくというようなことが普通に行われる。また、それを補足する意味でエネルギー等々が、いろいろな形で支援、またそれに関する環境技術がある程度付与される等々、いろいろなお互いに関係をなすもとなり得ると思います。

山口(壯)委員 E Uの場合は、最初だれも、フランスとドイツがいずれ戦争しなくなるなんということは確かに夢想だに wasn't。しかし、あのとき、あのフランスの酒屋さんとドイツの外務大臣が物すごくしっかりしたビジョンを持って、どうしてもこれはやるんだ、そういうビジョンを持ってやったからあそこまで来たんでしょうね。

そういう意味では、アジアでもっと難しいのであれば、もっともって我々が、別に外務大臣がと言いません、我々が絶対にこのアジアで共同体的なところまで持っていってやるぞという気持ちを持っていないと、いろいろなことの積み重ねているいろいろ難しいからどうなるかわからぬなという答弁では、正直、本当はこの共同体というのはできないと思います。

現実には、ダレスおじさんが、台湾につけ、北京は忘れんと、七十歳の吉田茂に五十歳のダレスが言ったときに、それは吉田茂の腹の中は相当煮えくり返ったと思いますよ。だけれども、そのときに、吉田茂は中国で外交官をやっていた経験もある、ダレスが、赤くなっただから中国はもう忘れろ、北京は忘れろ、台北につけと言ったときに、吉田茂さんの言葉がすごくさえてますよね。赤くなっても黒くなっても中国は中国だと、そういう意味では、彼も信念を持って、どうにかしてアジアのことをやりたいというものがあったわけですから、ぜひD N Aを思い起こしていただいて、いろいろ難しいところはあっても、確固たる信念で進めていただきたいと思います。

ちなみに、大臣の頭の中には、アメリカをどういうふうにしようかとされていますが、

麻生國務大臣 E P Aの中にアメリカが入っていたという記憶はないんですけども、入っていましたかね。

山口(壯)委員 このアジアの共同体をつくる、そのビジョンの中で、大臣はアメリカをどう位置づけられますか。

麻生國務大臣 少なくとも、こういったようなものをつくるときには、閉ざされた共同体というのを考える人は、今の時代には余り合わないと思いますね。開かれた共同体が基本だと存じます。

山口(壯)委員 ということは、アメリカも含んだいろいろな議論をしよう、そういう話ですか。

麻生國務大臣 今の東アジア共同体、イースト・エーション・サミットの中にはアメリカが加盟していないというのは、もう御存じのとおりだと存じます。しかし、現実問題として、経済というものを考えていったときには、それらの国々がアメリカとどれだけの貿易をやっているか、経済関係がどういったことをやっているかということをお考えしないでそういったことをやるというのは、非現実的な考え方だと存じます。

山口(壯)委員 アメリカも考慮に入れながらやるというお答えですね。具体的にどういう方途をお考えですか、ビジョンのことを言っていますから、別に役人的な答弁じゃなくて、大臣の丸いお答えで結構です。

麻生國務大臣 この地域は、御存じのように、A S E A NのほかにはA P E Cとかいろいろありますので、A P E Cの中にアメリカが入っているのは御存じのとおりです。したがって、これらの地域においてアメリカというものの力、存在力というものは、利用すべきときは大いに利用すべきものだしということはお当然のことだと存じます。

山口(壯)委員 ヨーロッパのことを思い起こしても、例えば信頼醸成措置とか安保の話、あるいはいろいろなことがずっとかみ合って、最終的には一つの形ができています。何十カ国が参加しているとか、こういう形ですね。最終的には、やはり日本としてもそこら辺までずっと思い描きながらしないと、中国だの日本だの、どっちが強いんだみたいな話になってしまうと思うんです。

現実には、具体的な話をせざるを得ない、ヨーロッパの話は、結局物づくりから始まりましたね。ドイツとフランスがけんかしないようにするためには、とりあえず物づくりから始めようか、石炭、鉄鋼一緒にやるうか、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体ですね。そういう意味では、何か一緒にやるうかというのが外務省あたりから出てきてもいいのではないかと、その辺についてはいかがですか。

麻生國務大臣 E E Cの始まったときに比べて、今の世界の経済状況というのは、水平分業、垂直分業、いろいろな形で分業体制というのは既にアジアででき上がりつつあるんだと思いますので、E E Cがスタートしたころよりははるかにその中の、枠内における流通、物の流れ等々は進んでいると思いますけれども。

山口(壯)委員 ヨーロッパの通貨が共通のものがあるのであれば、例えばアジアにおいてもそういうものがあるのもいいじゃないか、こういう具体的な提案があってもいいんじゃないかと思うんです、これはアメリカから全部反対されていますけれども、けれども、そういうことを日本がリーダーシップを持って言うところに、実は日本の果たすべき役割というのがあると思うんです。

ちなみに、例えば、このアメリカをどうするかという議論のほかに、インドと中国の関係をどうするかという議論も隠れていますね。インドとただ単にバランス・オブ・パワーの感覚だけでつき合うのか、あるいは全部取り込んで、日本がいろいろの仕組みを考えようじゃないか、こういう話もあると思うんです。

大臣には細かい話を聞いていません。例えば、このインドと中国との関係をどういうふうに見ながらアジアの一つの大きなネットワークをつくらうとされているのか、その辺は大臣はどう考えられますか。

麻生國務大臣 中国とインドの関係というのは、それはなかなか、国境は接していますし、両方も原爆を持っていて、十億の民を抱えて、国境線問題をカシミールを抱えていますし、そんな簡単にはいきませんよ、それが当たり前だと思いますけれどもね。

だから、そういったものを踏まえた上でどうするかという話を我々は考えていかないかぬのだと思いますけれども、少なくとも、日米豪印等々いろいろな話が今進んでいるんだと思いますけれども、そういった意味で、こういった国々との戦略的關係というのに十分に配慮していかないかぬというのは、全くそうだと思います。

山口(壯)委員 大臣は価値の外交ということを言われるので、私はそれについては大きな反対はしません。しかし、実は価値の外交というのは、使い方を間違えるとネオコンと同じようなことになってしまう。考え方の同じやつは友達になってやるけれども、考え方の違うやつはおれはいいぜとということになりかねない。だから、日本としては、ともに生きていくという感覚で、違いを受け入れるということが非常に大事なことだと思うんです。

そういう意味では、インドとのつき合い方を、バランス・オブ・パワー的に、中国とのバランスを取るためにとる、そういう考え方というのはむしろ日本としては前に出さない方が本当はいいんじゃないかと思うんです。そういうことを申し上げているわけです。大臣、いかがでしょうか。

麻生國務大臣 一つの考え方だとは思いますが、

山口(壯)委員 アジアのつながりがずっとふえている中で、中国も、アメリカとのつき合い方というのは物すごくまいですね。ヘッジファンドのブラックストーンという会社に、中国が多額の金ですね。いやあ、これはうまいなと思う。

結局、通貨を、日本にいながらしてニューヨークの市場、シカゴの市場あるいはシンガポールの市場、上海の市場、コンピューターでばんばんトレーディングできるわけですよ。そんな中で、中国がアメリカとの関係をぐっと引きつけるために、ブラックストーンということに、会長の名前を見たら、シュワルツマンというから、きっとドイツ系ユダヤの血筋の方でしょう。これ、うまいことやるな。

言ってみれば、外貨準備高をそういうふうに使おうとかがいいか悪いかは別にして、外交の一つのツールとして、大きなツールとして、中国というのは本当に頭がいいな、ある意味で、何とかが賢いという気もするけれども、大臣、こういうことについて、どういうふうに思われたですか、中国が多額のお金を、このブラックストーンというヘッジファンドに運用を任せたら。

岩屋副大臣 先生も御承知のように、中国は今世界一の外貨準備高でございまして、一兆二千二十億ドル、日本円にして約百四十二兆円、前年同期比で三七・四％増、こういうふうに承知をしております。

今先生がおっしゃったブラックストーン・グループへの出資でございしますが、これは三月に行われた中国の全人代閉幕後の記者会見で温家宝総理が記者の質問に答えて、この一兆ドルを超えた外貨準備をいかに使うかが問題になっていて、資産内容の多元化を実行するということを述べておられますが、多分その一環で行われたことだというふうに承知をしております。

ただ、中国政府が自国の外貨準備をどう運用するかについて決定したことでございますから、これについて、我が方としてその評価をすることについては差し控えたいと思っております。

山口(壯)委員 このブラックストーンという会社は、M A N D Aとかで会社を買い取ったりするところですね。中国が三十億ドル、約三千億円超の大金をほうり込んでいる。十分に中国の意向というのが、どの会社を買収するか、日本のどの会社を買ってくれと、十分あり得るんですね。アメリカのところから買い付けに来たのかと思ったら、実は向こうに中国がいた、十分あり得ることですね。

だから、そういう意味では、こういうところまで外務省が押さえるというのは大変だと思います。経済局の体制で本当にここまでできるのか、ヘッジファンドのほとんどの専門的な知識、コールだのプットだの、それをもう全部知っていてわかっていないとこの動きはわからない、だけれども、外交の問題としては、中国がやったことがいいかどうかという評価はおいておいても、このことが持つ、例えば企業経営とかあるいは市場のコントロールとかということに対して、中国が物すごい力を持ってしまいかねないということは見抜いていってもらわなきゃいけないと思うんです。

現実には、きょうは草賀さんも来ておられるし、経済局としてここまで追い求めるというのはもう本当に大変だと私は思うけれども、外務省として、この手の話に今どう、いわゆるビジョンを持っているというかが、対応しようとしているのが、財務省に任せっきりになるのが、あるいは外務省としても、その辺もちょっと見ておかなきゃいかぬということをお考えなのが、その辺はいかがでしょうか。

岩屋副大臣 今回の出資は、ブラックストーン・グループが運営している投資ファンドへの出資ではなくて、ブラックストーン・グループ全体、運営会社の株式の取得だと報道されております。ただし、取得した株式、全体の一〇％未満ですが、これは議決権のないもので、今後四年間は売却しないこととされていると承知をしております。

ただ、先生がおっしゃったことも、私も、よく意味はわかりますので、関心を持って注目をしていきたい、こう思っています。

山口(壯)委員 外務省の体制の中で、経済局の体制の中で、ここまでやれというのは本当に大変でしょう。夜中もほとんど寝ずに仕事した上に、こんなヘッジファンドのことでやれといったら、私も、それは正直、音を上げますよね。

だけれども、中国の意向というのは少しかいま見えるものだから、議決権がなくても、大きなお金がぼんと行ったら、お客さんの言うことというのは聞かなきゃいけないわけですよ。だから、そういう意味では、本当に頭がいいと思う、日本としても、十分そこら辺をわかった上で対応していただきたいと思う。

ちなみに、こういうヘッジファンドまで投資する、例えば外貨準備をそういうふうに使っている国というのは、中国のほかにもあるんじゃないんでしょうか。これは事前通告も何にもしていないから、もしもわかったら結構です。中国だけじゃなくて、ほかの国も案外

やっているんじゃないのかという気がしますが、いかかがですか。

麻生国務大臣
ないかあるかと言われて、あるとも言えぬし、ないとも言えぬというのが正直なところだと思います。

ただ、山口先生、これは私たちも気をつけておかないかぬのは、今、円キャリーレートの話がありますから、日本は全部裏でやっているんじゃないかと言われたら、困りませんか。なかなか返事のしようがないですよ、円キャリーレートは、裏が全部政府でやっているんじゃないかと言われると、我々も、えっということになりますけれど、

　情況証拠としては、強烈に金利を下げておいて、その金利をほかの国が借りて、その国が運用している、円キャリーレートの例だとしてよく引かれますけれども、それ、全部裏は日本じゃないか、裏が日本で全部やっているんじゃないのと言われると、いや、それほど知恵があるやつは日本にはいませんよという返事になるんですけども、現実問題として、今これだけ金利が安いと、その安い金利の円を借りて、他国にどんどん物を買ったりなんかして、そのもうけた金でまっちは返してもらって、こっちは金利が安いから借りられる。

　したがって、他国のいわゆる財政に関して多大な影響を与えているのは日本の円安、結果として円が安いだけのことであって、金利が安いのをやっているからじゃないかと言われたことは、もうこのところ何年か前からかあるのは御存じのとおりだと思いますので、そういったものを含めて、これは疑っていくと幾らでも出てくることになろうと思いますので、我々としては、そういった問題も抱えているということは知っておかないかぬなと思っております。

山口(壯)委員
現実、報道とかをずっとフォローしていると、中東、あり得ると、中東、シンガポール、韓国、そういうところがやっていることになっている。確かにこれは見えに(い)んです。

今、大臣が言われたことはすぐ、つまり氷山の一角のことを言われたけれども、こういうことでしょ。

　例えば、イラクの戦争をやっている、アメリカが軍資金を調達したい、何をやっているか、例えば日本がドルを買う、日本が例えばアメリカの国債を買って円安に持っていく、円安に持っていったらトヨタがもうかる、トヨタがもうかればトヨタのおじさんが自民党に献金をした、それで結局、アメリカの国債を買って、そのお金がイラクに流れた。

　これは見えないわけですよ、見えなくても、そういう流れも例えば指摘する人もいるだろう。意図的じゃないにしろ、政治家、本当にしっかり三位一体になってしまっている、しかもお金はずっとイラクへ流れている、こういう仕組みを結果的につっくしてしまうのが、アメリカの向こうにいるニューヨーク資本と言われているようなそういう人々ですから、それは見えにくいことは承知の上で、しかし、そういう仕組みがあり得るとい、そのことについても我々が議論しなきゃいけないという話があるわけでしょう。財務大臣会議、外務省が入らうと思ってもなかなか入れない財務大臣会議で、このヘッジファンドをどういふにしようか、規制をどういふにしようかというのには、まさにそういうところに議論が行っているからじゃないでしょうか。

　最後に、大臣、このヘッジファンドについては、そういう意味で、つかみどころはないけれども、そのことが今、世界、要するに戦争のお金の調達ルートにも結局はなってしまうかもしれないということまで踏まえると、外務省として、今まで全く入っていけない専門的な分野ですけども、このことについて、大臣としても、しっかりやらせますという答弁を最後にいただいて、質問を終わります。

麻生国務大臣
ヘッジファンドというのはいわゆる新しい金融技術の一つなんだと思いますけれども、金融システムの効率化というものに関してはある程度貢献しているという一方、インターナショナル、グローバルに巨額の資金の移動をもたらす潜在的なリスクというの是一九九七年の例が一つの例だと思いが、あれに始まって初めて注視されるようになったと思っております。

　いずれにいたしましても、財務大臣会議の声明にも出ておりましたけれども、この種のものに関しては、まだ、取引の金融機関のリスク管理等々というものをきちんとやらせておかないと、結果として国の財務省がその後のけつをふかないかぬということになりかねぬというのが、各財務大臣会議で大きな問題とされているところでもあると思うしますので、ヘッジファンドの実態把握というのに取り組むことが重要だと、けつをふくなどという表現は、何となく、ちょっと山口さんの顔を見ていたからそういうことを言ったんじゃないかと、後始末はきちんとせないかぬ、そういうことです。

山口(壯)委員
では、終わります。これからよろしくお願いします。

山口委員長
午前十時五十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十時九分休憩

午前十時五十一分開議

山口委員長
休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。松原仁君。

松原委員
民主党の松原仁であります。

幾つか質問をしたいと思っておりますが、まず最初に、北方領土問題に関するの質問を申し上げます。

これはもう終戦後長い間、日本にとっての懸案事項でありました。まず事務方にお伺いいたしますが、中国とロシアの間でもこういう国境画定問題が従来存在をしていたというふうに思っておりますが、それが今どうなっているか、ちょっとこの場でおっしゃっていただきたいと思います。

岩屋副大臣
松原先生御指摘の中中間の国境問題でございます。

これは、御承知のように一九六〇年代に中中間で武力衝突にまで発展した問題でございましたが、一九八〇年代後半から、河川の主要水路を国境とし島の帰属を決めるとの立場で交渉が再開をされております。その後、十五年ほどの交渉期間を経まして、二〇〇四年十月のブーテン大統領の訪中の際に中中間の国境の最終的な画定について合意に至っております。

具体的な国境画定については、いろいろな報道がありますが、詳細には公表されておられません。

以上でございます。

松原委員
この際、方法論として、係争地の面積を等分する等による解決策というのは具体的にどれくらいあったのか、お示しいただきたい。

岩屋副大臣
このブーテン大統領の訪中のときですけれども、中ロ東部国境に関する補足協定が署名されておまして、未解決となっていた二地区の国境が画定をして、これによって国境画定問題は最終的に解決をしたというふうに承知しております。

さっきも申し上げましたように、具体的にどのような国境画定が行われたかにつきましては詳細が明らかにはされておませんが、いろいろな報道を総合しますと、おおむね半分に分割されたのではないかとされているということでございます。

松原委員
北方領土問題というのは極めて重要な課題であります。今麻生大臣がここにおられるわけですが、私が仄聞したところでは、面積等分による解決の可能性、中中間の国境画定で大変にそういったことがあったというふうにも仄聞しているわけで、今、具体的な中身はわからないという岩屋副大臣のお話でありましたが、こういったことに関して、麻生大臣は面積等分による解決の可能性というものをお考えかどうか、そんなことに言及したことがあるのかどうかを含めて、お伺いいたします。

麻生国務大臣
長い長い、これは六十年余にわたる両国間における懸案事項であります。その中であって、これまでいろいろの文書が両国間の首脳の間で行われて、今日に至るまで合意ができず、結果として平和条約の締結にも至っていない、国境線の画定もなかなかというのが現状であります。したがって、これまでの間、いろいろなことを、ありとあらゆることを言ってこまごまうまくいってこなかったのが事実。

　そういったときに、たしか御党の前原先生の御質問だったと思うんですね、そのときに、ちょっとこの方の御意見は、外務大臣、おまえは無知だろうが、四島のうち二島、二島になったときは面積比でどれくらいになっておるかわかっておるのかという、いかにも教えあげるといふことにありがたい御説だったものですから、私はそれに答えて、面積比で割りますと、三島プラス択捉島の二四％くらいでちょうど面積比でいくと半々になりますというふうにお答えをさせていただいたら、いきなりあちこちで麻生は三島返還という話でわあっとおもしろおかし載せられましたので、本日の答弁も、きょうは前原先生が証人でおられますので、聞いていただいた方がよろしいかと思いますが、そのように答えたというのがこの経緯です。

松原委員
五月の二十四日の産経新聞では、政府は、ロシアが極東・東シベリア地域で計画している原子力発電所建設、IT事業への協力を強化するというを決めたという報道もなされておりますが、こういう経済における一体化というものを一方でやるうというのは、これは国の戦略としても理解できないわけではありません。しかし、こういう議論は、北方領土問題が進展がない中でどんどん進めていっていいのかというのに関しては、私は一人の日本国民としても疑問を感じるわけでありまして、これを強化するというのを決めたということは、何か見通しがついたのか、このことに対して大臣はどういうふうな所見を抱いているのかをお伺いしたい。

麻生国務大臣
もう松原先生御存じのように、一九九一年までは、少なくとも領土問題は両国間に存在しないというのが、ロシア側というか当時のソ連側の対応でありました。したがって、この北方領土問題に関しましても、政府としては、政治が動かない限りはこれは全然経済も動かさない、いわゆる政経不可分というのが、私どもとしてずっとり続いていたのがこれまでのところであります。

ところが、これ以後、エリツインのときだと思いますが、意見がいわゆる存在をするという前提になりましたので、これを日ロ関係の全体として発展させるべきだということ、もはや不可分という考え方をとっていないのはそれ以降のことであります。

　したがって、今ありますように、極東のシベリア地域につきましても、今月三日に行いました日ロ外相会談、それからその前のウイノフ等々いろいろな来日が相次ぎましたけれども、そういった会談におきまして、この地域の安定的な発展というもの、またアジア太平洋地域への統合等々いろいろ進めていかれないと、向こうも孤立することになりますので、そういった意味では、両国間では一応話し合いをしようではないかということで合意をいたしております。

同時に、私どもとしては、それをするに当たっては、領土問題の解決というのがついてこないと本当の意味での解決にはなりませんよということもそのときにあわせて申し上げております。

　いずれにいたしましても、日ロ行動計画というのが一応できておりますので、これを基礎としてやはり双方の交渉を進めていくということになろうと思いますので、四島の帰属問題を解決して平和条約を締結するというのが本来の方針でありまして、これは強い意思を持ってやっていきますけれども、これがなければすべてだめというようなのは、一九九一年以前と以後とは、今御指摘のあったように、我々としてはその対応を変えてきたというのが事実であります。

松原委員
踏み込んだ経済の協力等を考える場合、私は、北方領土の問題がそれなりの見通しがあるというのは大前提だろうというふうに思っております。

ブーテン在任期間中にこれを解決するというふうな御発言が、これは総理からあったのかな、外務大臣かな、というふうなこともあるようではありますが、それは、政治家が発言する以上、軽々なものではなくて、きちっと結果を出してもらいたいというふうに思います。

次に、日中関係の問題を幾つか議論していきたいと思うわけですが、先般、中華人民共和国の国務総理、温家宝さんが日本に訪日をなさったわけであります。このときに、有識者、学者の方々から「温家宝国務総理閣下への公開質問状」というものが提出をされたわけであります。ちょうどこの訪問の前にこれが提出をされたわけであります。

　事実関係を若干申し上げるならば、実は、これに先立ちまして、与党、野党の国会議員がおよそ三十名くらい三回の勉強会を行いました。きょうこの場に参加している方はちょっとわかりませんが、その三回の三十人の方が参加をした勉強会において何を勉強したかという、南京の大虐殺と中国側が言われる事実が、これが事実と違う、実際それはなかったということ、私たちは、さまざまな観点、さまざまな文書また写真、そういったものを中心にしてこのことを解明したわけであります。

　できるならば、私は、これは温家宝さんが訪日をするある程度前の段階に、きっちこういったものに対して、もちろん訪日はそれはそれでめでたいことだし、日中の友好関係は友好関係でそれは尊重しなければいけないし、しかし、中国がその一方において、北京オリンピックを前にして、今、例えば抗日記念館を拡充したり、南京のこの記述、南京大虐殺、我々からいえば事実はそのでなかったわけであります。そういった教科書のページ数もふやしているというのに対しては、きっちと、日本国内においても問題視する議論がある、与野党の国会議員が三十名集まって勉強会もしているということも、これを踏まえて何らかの行動を起こしたいという思いもありませんが、実際は時間的な制約があって、なかなかそこまでいかなかったわけであります。

　そうした中で、国会議員の我々はそのに参加をしないということで、とりえず、学者の方々だけで「温家宝国務総理閣下への公開質問状」というのを出したというのがこの文書の経緯でありまして、内容的なものに関して、この文書を三十人の国会議員がみんな精査して合意したということではありません。しかし、これをつくるに至った経緯の三回の勉強会には、三十人の国会議員がまじめに、かなり熱心な議論をしてきたのは事実であります。そうした背景を持って、こういった公開質問状が出されました。

　外務省としては、こういった公開質問状が出されたということを認識しておられますが、

佐渡島政府参事人
お答え申し上げます。

私ども、少なくとも、四月の十日付のそういう質問状をお出しになっておられるというところは承知しております。

ところが、掲載された写真はいずれもトリミング、一部カットされていた、これをもとに、中国と戦闘した南京戦従軍将校の高橋義彦氏は云々と書いてある。

さらに、「レイプ・オブ・南京」で慰安婦強制連行の写真、これをすぎやまさんは新聞に掲載しようとしたわけでありす。あの有名な写真であります。だから橋を渡っていくような写真。大体見たことは何回か皆さんあると思いますが、この写真に関して「レイプ・オブ・南京」の英文キャプションは、日本軍は何千という女たちを家畜のように追い立て、彼女たちの多くは集団強姦され、軍用売春を強制されたと「レイプ・オブ・南京」のキャプションになっている。いいですか、何千人という女たちを日本軍は家畜のように追い立て、彼女たちの多くは集団強姦されるか軍用売春を強制された。

ところが、この写真は、麻生大臣も釈道に説法で何回もこの話を聞いている、知っていると思いますが、南京事件の起きる前に撮られた写真なんですね。しかも、日本で発行されていた週刊誌アサヒグラフ、一九三七年十一月十日のアサヒグラフに載った写真なんです。何て載っていたか、これは「我が兵士に守られて野良仕事より部落へかえる日の丸部落の女子供の群」。写真はみんな女性は笑っているんですよ。そのままこれを使ってはあんばいが悪いから、アリス・チャンはそこを黒く塗ったんですよ、歯のところを、同じ写真なんです。

それが、聞くところによると、最近撤去された。さすがにやばいと思ったんでしょう。南京大虐殺記念館から撤去されたというけれども、正面にそれがでかかど飾ってあったというふうな話であります。

こういうことを、麻生大臣、御認識しておられましたか。

麻生國務大臣　かなり詳しく知っていました。

松原委員　詳しく知っていたと、まさに抗議をせんという強い鉄のような意思はありましたでしょうか。

麻生國務大臣　これは基本的には、事実関係というものを、先ほど申し上げましたように、伝聞情報によって当時の情況証拠をつくり出すのには基本的には無理がある。したがって、当時書かれた事実のみだけで話をしないと、その当時の話を聞いた人の話をまた聞いてなんというのでは、我々はその現場にいたこともなければその世代の感覚もない。したがって、後年の人の言う場合は、その当時出た新聞、その当時出た紀要、その当時出た記録等々のものをもとにしてやらないと、この種の話は、議論としては極めて感情的にあられるだけのものになり得る。

これはずっと私、二十五年ぐらい同じことしか言っていないんですが、そういうことを言ってきておりますので、その資料の収集の方にもっと力を注いだ方がいいのではないかと、伝聞情報ではなくて、ということをおと思っています。

松原委員　伝聞情報ではなくて、これは実際の写真が日本のアサヒグラフでそう使われていた、それをアリス・チャンが五十万部のベストセラーで、あれで南京大虐殺は世界じゅうに定着をした、その書物の一番のでかい写真として、その写真を使っている。実態は違う、日本のアサヒグラフが一九三七年にこれから強姦される女どもと使うはずがないし、そう使っていないんですよ。日の丸挺身隊どうのこうの一緒に野良仕事、後には綿を山のように積んだ荷車が写っているんですよ、アサヒグラフには、そこをカットしているんですよ、アリス・チャンは、

そして、笑っているんですよ、女性はみんな、笑っているところを黒く塗って、これから強姦される写真だと、こんなわかりやすいインチキ写真、本当はアサヒグラフが訴えなきゃいけないけれども、わかっていても訴えないというのはどういことかよ(わからないけれども、これは大問題だ、

ただ、時間があと十分しかないので次に移りますが、だから、向こうの、中国の情報戦は、極めてしかも稚拙な情報戦であります。余り高度でもない、しかし、その高度でもないものに日本は反論しないという、より稚拙な外交上の戦略があるんじゃないかと大変に遺憾であります。

私は、今回も、今言った文化人の皆さん、例えば屋山太郎さんとた櫻井よしこさんとか、すぎやまこうじさんとか、こういう方々を中心にして、実はこれには我が民主党の国会議員も十三人ぐらい、また自民党の国会議員は三十人ぐらい集まって、前にニューヨーク・タイムズやワシントン・ポストに出そうとしたときは、個人のすぎやまさんが出してくだだった。一千万円を出します、意見広告です、事実だけです、この写真は一九三七年のアサヒグラフ、ここをアリス・チャンが使った、インチキで使っている写真だと明らかにすることですやられたらともかわらず、ニューヨーク・タイムズは、我が社の論調と違います。では論調は何なんだという話なんですよ、事実なんだから、といって却下された。

今度は、しかば議員も一緒になって出そうじゃないかということで今計画をしているわけであります。櫻井さんや屋山さんや今言ったすぎやまさん、その他文化人の皆さんと国会議員、もちろん私も喜んで名前を出しておるわけですが、それでやろう、こういう話をしている。慰安婦問題がアメリカでもカナダでも大変に盛んになってきている中で、私たちはやろうと。

ここで申し上げたいことは、そのものは具体的な内容も極めて興味深いわけですが、例えば、いわゆるこの慰安婦に関して、日本軍及び日本政府が極めてそういうふうな悪徳をやってはいけないということを書いてある記事がある。当時、朝鮮半島は日本の領土でありました。そうはいいながら、これはもちろん朝鮮における新聞の記事であります。

この記事はどういことかかというと、悪徳業者がばっこしている。「悪徳紹介業者」まで日本語でも読めます。「跋扈」も読める、農村婦女子を誘拐、誘惑する。そして、被害女性が百名を突破している。釜山の刑事が奉天にそのことを究明するために急行した。こういう記事が出ている。

つまり、この記事は何かというと、要するに本人の意思に反して強制的に、後のデータを見るとそのほとんどは日本人ではなく朝鮮人による婦女子狩りの女術であったということでありす。時間がないので、その数字は今はい言いませんけれども、それを日本の警察が取り締まる、韓国の警察というか、警察が取り締まるという指示を出してやっている、こういうことであります。

そんな、家を家畜のように追い立ててなんということがあるはずがないことの当然これは証拠になるというか、当たり前であります。あるはずがないわけであります。

それからもう一つは、こういったペーパーがある。これは、国立公文書館のアジア歴史資料センターにある。何かかというと、書いてあるのは、慰安婦募集をするのは、これは当時は公娼制度でしたから、慰安婦はマルなんです。しかし、それに際しては国際法を遵守すること、また、婦女子売買や誘拐などは絶対やってはいかぬ。しかも、二十一歳以上かつその職業についている女性を対象にするように、さらに親族の承認も必要だということを、当時の日本の警察が文書で徹底しているのがここにある。

つまり、セックススレーブの慰安婦狩りなんということはあり得ないんですよ、これは、考えてみて、そういうのをやっているやつは捕まえようというて、刑事が奉天に急行したというんだから。

私は、こういう事実に関して、佐渡島さん、ちゃんと外務省は認識し、こういったことを時々言っているかどうか、それだけ確認したい、時間がなければ、簡単に。

佐渡島政府参考人　お答え申し上げます。

今の慰安婦の部分につきましては、御指摘の報道というのは必ずしも明らかではございませんので、具体的にお答え申し上げますのは難しゅうございますけれども、先ほどのいろいろな事実関係で、明らかになっているような部分について、どういうやりとりをしているかというの、委員会でもこれまでに若干のやりとりがあったやに私記憶をいたしておりますけれども、局長レベルを含めて、私どもは先方に問題提起をして議論をしているということはやっておりますので、そのたいていのことは、今後ともきちんと情報収集を怠りなくやりながら、言うべきことはきちんと継続して議論をしていきたいというふうに考えております。

松原委員　私、言いたいことは、伝聞情報というのが、日本側、今私が言ったのは当時の資料に基づいています。南京の人口の問題も一九三九年の南京政府の資料です。三百回の記者会見をやって一回も言っていないというのも資料であります。全部資料であります、これは、もちろん、アリス・チャンのインチキ写真なんか、資料というかもひどい話であります。

中国側は、佐渡島さん、例えば中国や韓国側でもいいですよ、慰安婦と称される女性の証言はあるけれども、こういう文書の資料、裁判になれば文書の資料、物があるというのは、これは物証というのは大きいんだ、わかりますか、それは、中国や朝鮮から出てきたものというのがありますか。

佐渡島政府参考人　申しわけございませんが、今のものにつきましては、少なくとも私が承知しております限りにおきましては記憶にございません。

松原委員　私は、これは大事なところだと思うんだよね。我々は、少なくとも国がその慰安婦、二十一歳以上でなきゃだめだ、既に売春婦として仕事をやっている者じゃなきゃだめだ、それをきちっと書いた資料があるんですよ、戦前の、全部資料がある。彼らが言っている慰安婦問題にしても南京問題にしても、資料がない。こっちは資料がある、伝聞だってたくさんある。向こうは物的な資料がない、私は、きちっと議論するべきだと思いますよ、とんでもない話であります。

資料がないのに、我々が人がよくて、日本人というのは昔からなんです、いや私が至らないためにと、これは日本の美学だけれども、至らないためにと言ったら国際社会でほこぼにされちゃうんだから、とんでもない話だと思っております。

そこで、例えば、余り時間がないので簡単に言いますが、元慰安婦で、ビルマで貯金返還金の請求をした文玉珠さんの話は御存じですか、簡単に言ってください、時間がなければ、

佐渡島政府参考人　インターネット等でそういう名前が流れているということは私は承知しておりません。

松原委員　時間がなければ私が言いますよ。彼女は四年間で二万六千円が何か稼いだんですよ、その彼女が四年間で、売春をして、公的な売春ですからそれは責められない、それによって稼いだお金というのは、陸軍大将の二倍の給料だったというふうに言われている。

それは彼女はかわいそうだったかもしれない。私たちはそこはきちっと考えなきゃいかぬ、しかし、少なくとも米側で言うようなセックススレーブではなくて、逆に言えば陸軍大将よりも高給を取っていた、結果として、その返還訴訟をしているんです。これは裁判記録に残っています。こういった事実をきちっと認識するべきだと思う。

その上に乗って、もう時間がぎりぎりだから言いますが、この慰安婦問題、南京問題、事実究明を我々がやると、中国はああこう言う、韓国もああこう言う。だったら、アメリカの例えばランド研究所とかそういうきちっとした研究機関がある、彼ら研究機関がやれば、私はアメリカというのはフェアな国だと思う。今回の慰安婦決議を出したマイク・ホンダというのは私はわからないけれども、フェアな国ですから、ランド研究所なりが、慰安婦問題について日本政府から委託をされて、真実をきちっと研究して(れと、ほかにもそういった研究所はたくさんあります、それなりのものじゃなきゃだめです。いいかげんところじゃ、そこに、真実を研究してくれと委託費を出してやれば、絶対にこれはぬれぎぬだということが明らかになる。

まず物証はこっちにあるって、中国側の物証はないことからも含めて、すべて、慰安婦問題やそして南京大虐殺については真実が明らかになる。日本の手ではなくて、日本が金を出してアメリカの研究機関に委託することによって、これはアメリカの世論も一発で変わる。安倍さんがあっちへ行って広義の強制性があったとかなかったか言うんじゃないで、まさに一発でアメリカの世論は変わる。

私は、ぜひとも、これは少なくとも今やってほしいと思いますが、大臣の所見と決意を聞きたい。

麻生國務大臣　一つの方法として、アメリカというのは極めてフェアな国であるという判断、私も、それはいろいろフェアじゃないようなことがたまにはあるでしょうけれども、総じてこの国に関して、フェアな判断をし得る可能性の極めて高い国、アメリカというのはそういう国だと思っています。

今の御意見の点につきましては、今、日中歴史共同研究というのが始まっていますので、ちょっとところどころでよ(双方でやってみるところ、今ちょうどスタートしたばかりなところですが、今言われましたように、やはり記録、資料に基づかない話というのは説得力がないんですよ、その意味では、我々にはその資料はきちんとしたものがあるというのは、これは日中共同研究のこちら側の資料として極めて大事なものだということからぐらいがまず第一歩かなという感じはいたします。

松原委員　アメリカの研究機関にというのをぜひ検討していただきたいんですが、もう一回答弁いただけますか、それは前向きに検討してくださいよ。

麻生國務大臣　今の話は、一つの御提案として受けとめさせていただきます。

松原委員　結論は、南京大虐殺もあいった形のもの、あいった形というか、大虐殺、虐殺はなかった、間違ひなく、慰安婦も、彼らが言うような慰安婦はなくて、今世界じゅうにある公娼制度のようなものはそれはあったでしょう、こういうことです。

このことは、例えば文献で、中国との二国間の研究でも物証はあるのかと、ないんですよ、物証を今にわかにつくるしかないんですよ、彼らは、物証がこっちはある。議論がもう全然違いますよ、レベルが、実際なかったんだから、そんなものは、

そして同時に、アメリカのそういう研究所に委託研究すれば、彼らはフェアにジャッジするでしょう、日本側の言っているのは物証があるじゃないかと、こっちは傍証、いわゆる証言しかない、証言は、同じような証言がこっちもある。

これは私は、きちっとそうやって国際的な判断を仰ぎながら、日本の誇り、名誉というものを回復することをぜひとも、麻生大臣以下、佐渡島さんも、これはもう男佐渡島の本当に大変な、最後の有終の美が何かわかりませんが、大きな勝負になりますから、これはきちっとやってもらわないと、これをやらないで終わったら日本国民から恨まれますよ。そういうようなことを含めて強く申し上げながら、質問時間が参りましたので、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

小野寺委員眞代理　これにて松原仁君の質疑の時間は終わりました。

次に、やまぎわ大志郎君。

やまぎわ委員 自民党のやまぎわ大志郎でございます。質問を始めさせていただきますと思います。

今の御質問の中で、アメリカがフェアな国だと、基本的には私も、アメリカはフェアな国であってほしいと願う一人でもありますけれども、残念ながらそうも言えないという部分もございます。その中の一つをきょうは問題にしまして、御質問をさせていただきたいと思えます。

それは鯨の問題なんです。捕鯨に関しては、私も学生時代からずっと鯨に携わってきた人間ですから、少なくともこの問題に関しては、アメリカを初めとする西欧諸国は全くフェアではありません。そういう状況にあって、我が国は、ほとんど孤軍奮闘に近いような形から、近年、私たちの唱えている科学的な理念というものに賛同してくれる国をふやし、また勝てるどころまでは来てはなりませんけれども、何とか打ち返しができるところまで来た、そういう状況にあるんだろうと思います。

折しも、今の二十七日から国際捕鯨委員会が始まります。私もそれに赴こうと思っておりますが、昨年、セントキッツネービス宣言という、商業捕鯨の一時停止、モラトリアムと呼ばれるものが、これがもはや必要ないんだ、そして商業捕鯨に向けてきちんと進むべきなんだといった宣言が採択されました。これを受けて、これは非常に非常に厳しい状況に、西欧諸国が巻き返りにかかっているという状況もありまして、そのことも後ほど政府の見解としてお聞きしたいと思います。

まず最初に、喫緊の非常に大きな問題として、この国際捕鯨取締条約あるいは国際捕鯨委員会のルールのものにおいて行われている我が国の国際調査、調査捕鯨と俗に言われておりますけれども、これが長きにわたって妨害行動を受けているという事実がございます。この妨害行動は、一九八七年から我が国が調査捕鯨という形でずっと二十年來続けているわけですけれども、ずっとこれは行われているわけですけれども、昨シーズンと一昨年のシーズン、ですから、ここ二年間にわたっては妨害活動というのが極めてエスカレートしてきているという状況がございます。

特に、実名を挙げさせていただきますが、グリーンピースという団体、シーシェパードという団体、両者は、国際環境団体としてNGOというものを標榜しておりますが、その標榜しているものとは全く違った行動を南極海では示しているということでありまして、

この国際環境保護団体と標榜している二つの団体が過激な妨害活動を行っているということ、まずは政府がきちんとこの実態を把握しているかということをお伺いいたします。

岩屋副大臣 まず、やまぎわ先生、獣医さんでいらっしゃいます。鯨の問題に長く取り組んでいただいておりますこと、心から敬意を表したいと思います。

今先生お尋ねの、このグリーンピース、シーシェパードといった国際環境保護団体が日本の調査捕鯨船に対して過激な妨害活動を行っているということにつきましては、水産庁を通じて逐次状況の報告を受けておりまして、状況を把握しております。

今、近隣国など関係国から外交ルートを通じて情報の収集を行っているところでございます。

やまぎわ委員 その上で伺いをいたしますが、この過激な妨害行動というのは、ビデオ等々でもきちんと我が国が調査船の上から撮っている、それもごらんになっていただきたいと思います。どこからどう見ても、我々だけではなくて多分世界じゅうの人が、見ればこれはひどいじゃないかと言うような内容のものだと思います。

この証拠と言うのも変わってしまうけれども、この行動を国際法に照らして考えたときに、どのような扱いとしてこれは扱えるのかということ、政府としてはどう考えているか、教えていただきたいと思います。

岩屋副大臣 先生今おっしゃったように、ビデオがあったり、かなりひどい内容だということは我々も承知しております。

ただ、全容についてまだ把握しているわけではございませんので、国際法上の位置づけについて、先生おっしゃるこの過激な妨害行為が国際法上どういふことになるかということについて、この段階で回答することはちょっと控えたいと思うんですけれども、その上で、一般論として申し上げれば、我が国が公海上で行う調査捕鯨活動に対するNGOの妨害行為については、その態様によりましては、国際慣習法及び国連海洋法条約上の海賊行為に当たるか、ないしは、船舶の海洋航行の安全に対する不法な行為について規定する海洋航行不法行為防止条約、ややこしいんですが、SUA条約上の犯罪が関連し得るといふふうな考え方をしています。

やまぎわ委員 副大臣、確かにこれは全容はまだ把握できていないということでありまして、起こったのは過去の話ですからね、去年といまはどうか、ことしの二月にやられては、さらに一昨年のシーズンでもやられているわけですから、それは全容を把握しようと思えば、それこそシーシェパードならシーシェパードの船をずっと追いかけてもしょうがない限り、なかなかそういう意味での全容を把握するのは難しからうと思えます。

しかし、問題は、我が国が調査としてこれを行っているわけですね、捕獲調査という形で、その我が国が行っている調査に対してあからさまな妨害行動をする、しかも、その調査に携わっている人員に対して生命の危険を伴うような妨害行動をとる、これは私は、言葉を選ばなきゃいけないかもしれないけれども、あえて申し上げるなら、日本国に対するテロ行為だと思います。そういう認識を私自身は持っているんですが、もう一度、この点について副大臣に御答弁をお願いしたいと思います。

岩屋副大臣 先生おっしゃるように、我が国の船に近づいて、何か薬の入った瓶を投げつけたり、それからロープで船体を縛ろうとしたり、実際にスクレーパーに巻きつけてみたり、体当たりをしてみたり、これはまさに人命の危険を伴う極めて悪質な行為、是認すべきでないというふうな政府としても考えておるところでございます。

このNGOの船舶がオーストラリアに今行っているとかいろいろ聞いておりますが、そういう情報を全部集めて、政府としてとり得べき行為、対処をしっかりとやっていきたい、こう思っております。

やまぎわ委員 そこで、事実関係としますと、この二月に随分と妨害行動をされて、そのときにシーシェパードと名乗る団体の船がやってきたわけですね、これは、我が国の外交努力というのもあったんでしょうけれども、旗国主義と言われる、旗を立てている国から国籍を剥奪されているわけですね、ですから、シーシェパードの船というのは二隻ありますが、両者ともに無国籍船になっているわけですね。無国籍船になって、なおかつ、ビデオを見させていただいたのならばわかるとは思いますが、その船のへきさにくるマークをつけて、それと近づいてくるような状況で、なおかつ、こちらが制止をしているにもかかわらず体当たりをしてくる、これは、どう考えたって海賊行為以外の何物でもない、あるいはテロと言った方がいいと思うんです。

これは、国際法上どうかということ判断するに当たっては、確かに非常に慎重にいろいろなことを判断しなくてはならないかもしれないけれども、一義的には我が国の判断において事は行うというのでない、国際社会に対して何も問題を提起しないということになるんだろうと思えます。ですから、この点については、ぜひまた強く私たち働きかけをしてまいりますから、前向きに検討をするということをやっていただきたいという気がいたします。

そこで、このシーシェパードの船なんですけど、無国籍船になりましたので、帰る港がないんですよ、帰る港がなく、いろいろなところに寄ろうとしたけれども、どこからも断られて、今、最終的にはオーストラリアに入っている、これはわかっているんです。

それで、先ほど副大臣からお話をいただいたとおり、海上航行不法行為防止条約なものに違反する犯罪行為じゃないかというような形からも、今捜査が進んでいるというふうには聞いております。しかし、二月、三月に起きたものに対して、もう六月になろうかという話ですね、余りにこれは、時間としてはゆっり過ぎるんじゃないのかなという気がいたします。ですから、それもねじを巻いて、本気になって我が国の警察も動いてもらいたいという気がするんです。

今まで起こってしまったものに関しては、運よく乗組員の二人が軽傷を負ったというところで終わってしまいます。しかし、これから先どうするんだと、どこから抑止力が何もなかったら、これも調査船は南水洋に行くんですよ、そのときに、日本政府が何も動かないという話になれば、当然調子に乗って、もう一回やっちゃうべえという話になるわけですね。これはいかぬだろうと思うんです。ですから、何としてもこれはとめなきゃいけません。

そこで、そのとめの手として、条約に違反している、犯罪行為をしているんじゃないかというようなことで犯人という形にして、逮捕して、拘束してということができれば、それは最高です。それをまずはやっていただきたいと思います。その次の策として、今オーストラリアの港に船が入っているんだとするならば、そこから南水洋に出さないようにする、そういうことはできないのか、これは、外交のルートを通じてさまざまな働きかけができないか、この点についてはいかがですか。

岩屋副大臣 今、船がオーストラリアに行っているということでございます。日本とオーストラリアは、昨年六月に開催された国際捕鯨委員会、WCC年次会合において、NGOによる今回のような妨害活動の抑止を促す決議案を、同じ趣旨に賛同する米国やニュージーランド等とともに共同で提案をした国でございますから、オーストラリアに対しては、寄港国としても適切な対応をとるように、外交ルートを通じて私どもは働きかけております。今後ともぜひ誠意ある対応を求めていきたいというふうな思っているところでございます。

また、先生、また出席をしていただけるということでございますが、来る総会においてもこのことをしっかりと私ども取り上げて、二度とかかる行為がないようにぜひ訴えていきたいと思っております。

やまぎわ委員 昨年のWCC、私も出席しておりましたから、このNGOによる妨害活動というのはフェアではないし、やってはいけないことだという決議を私も見ている前で通してもらったということなので、結局、全く効果がなかったということなわけですね。決議はしたんですが、去年、だけれども、妨害行動はさらにエスカレートされて行われたということですから、同じことをやっても彼らはとまりませんよ、味をしめていますから。言っちゃ悪いんですけど、鯨の問題で私たちは環境を守っていますというふうなプロパガンダすること、彼ら自身が活動している上で資金を集めるのに最も効果があるんだそうですから、それは金をつるをつまうと思えば何でもやるという世界だと思えますので、これは私たちが実際に動かない限りは決してこの妨害活動というものがやむということには私はないと思います。

だからこそ、今回の国際捕鯨委員会の総会において我が国がどのような決意を持って臨むかというのは非常に重要でありまして、私は常々提案しておりますけれども、もちろん、その妨害行動がどういふ形で行われたかという実際のビデオを皆さんに見てもらい、なおかつ、かかる行為を行った場合には、我が国としてはこれを海賊行為としてみなすとききちんと宣言をした上で、さらに海賊行為を行った者に関しては、我が国のしかるべき立場にある船なり人なりが拿捕する、臨検をする、逮捕をする、こういうことをやるぞと、しっかりと国際社会に対してこのWCCの総会の場においてこれは示していかなければいけないんじゃないかと思えます。この点について、どこまで踏み込んでやれるかというのを、もし御所見があったらお伝えいただきたいと思います。

岩屋副大臣 総会において断固たる姿勢で臨むという先生の御指摘はごもっともだと思っております。実際に、軽微ではあっても乗組員がけがをしておりますし、さらにエスカレートすれば生命も危険にさらされるおそれがあるということでございますから、先生の御指摘を踏まえて、総会ではしっかりと私ども臨みたいというふうな思っております。

それから、妨害行為を受けた我が国の調査捕鯨船のみならず当該妨害行為を排除することができるかどうかということでございますが、これは、国際法上、御指摘の行為は禁止されているわけではなくて、また、公海上の船舶が旗国の排他的管轄権に服するとされていることを踏まえれば、我が国国籍を有する調査捕鯨船が、我が国内法が許容する範囲内のみならず当該妨害行為を排除するための行為を行うことは国際法上認められるものというふうな解しておりますが、まずは、この船が立ち寄っているオーストラリア政府にしっかりとした対処を外交ルートを通じてお願いする。総会において断固たる姿勢で臨む、さらに、さらにこの妨害行為が引き続いて発生する場合にはどう対処すべきかということについても、しっかりと詰めておかなければいけないというふうな思っております。

やまぎわ委員 そこで、南水洋というのは非常に過酷な状況にありまして、私も二回ほど行ってきましたから嫌というほどわかっているんですけども、結局、この妨害行動を本気になってとめようとしたら、恐らく、あの調査船に乗っている乗組員の皆さんでとめようたって、これは無理ですよ。ですから、公の力が必要だと思います。

では、その公の力として、日本政府の力としてもこれをやるうと思った場合には、これはお話をいろいろ伺うと、海上保安庁にお願いをするということになるんだという話なわけですね。そこで、いろいろ話を聞くと、海上保安庁の今持っている設備というのはなかなか厳しい状況にあるんだという話なんです。しかし、人命がかかっている話でもありますから、どんなふうな厳しいのか、南水洋まで行って帰ってくるという船があるのかないのかということも含めてお聞きをしたいと思います。

(小野寺委員長代理退席、委員長着席)

石橋政府参考人 海上保安庁では、遠隔かつ流水域である南水洋において数カ月にわたり業務を実施することが可能な巡視船は、現段階では保有していません。ということで、現状においては、巡視船を派遣することは困難であります。

また、海上保安庁では、昭和五十年代に整備された巡視船艦、航空機の老朽・旧式化によりまして、犯罪の取り締まりや海難救助活動に支障を生じており、こうした状態を少しでも早く解消する必要がある。こうした状況から、日本全国の沿岸に配備しております巡視船艦三百五十六隻、航空機七十三機のうち、老朽・旧式化の進んだ一部について代替整備等を緊急かつ計画的に進めることにし、十八年度予算より早く本格的な代替整備に着手したところ。十九年度予算におきまして、大規模災害対策や沿岸警備あるいは監視体制の構築等のために、巡視船艦二十七隻、航空機十二機の代替整備等の経費として約三百九十五億円が計上されたところでございます。

やまぎわ委員 さてと思うわけですね。これが我が国の現状ですよ、南水洋に行ける船が一隻もございませんというお答えですよ。なおかつ、この日本の周りを守ってくれていると私たちが信じているその海上保安庁の船が、昭和五十年代につくった船がもう老朽化でばろぼろなっているし、しかも、それを直すとして、今、十九年度に三百五十六隻ある中の二十七隻を直すところ、これはやはり、余りといえは余りだと思います。この状況を私たちは看過できないと思えます。この問題に関しては、南水洋の問題だけじゃないですけれども、余りにここにお金をかけすぎているんじゃないのかなという気がいたします。

その問題意識とともに、本当に私たちの国の調査として、南極の周りの海に人を送っているわけですから、その人命を、もしかしたら、どかんとぶつられた瞬間に人が海の中にぼろり出されるかもしれないんですよ、南極海は、先ほど申し上げましたけれども、海がマイナス二度なんですよ、凍るすべし海です。そんなところに人間が生身でぼそんとやられたら、一瞬で死にますよ、ショックで、本当に、板子一枚下は地獄という言葉があるとおりに、そういう過酷な状況で、なおかつ、潮じゃないんですよ、波だって自分の船の高さよりも高いくらいの高さのうねりがかかるといふことも来るような、そういう状況の中において、これをそのまま何ももしないで、あるいは、した結果としても、今シーズンもまた妨害行動にやっつくるんだということがあったときに、それをとめられなかったなんという話になった。これは国家のこげんにかかわると思えますよ。

ですから、海上保安庁も、これは気合いを入れて、本当に、新船をつくる、そして、そこまで護衛をする、それくらい覚悟をやっていただけないものでしょうか。

藤野大臣政務官 御答弁申し上げます。

先ほど来、やまぎわ先生の、本当に心の、熱意のこもったいろいろ御指摘、逐一うなずくばかりでございます。

それから、岩屋外務副大臣の方から、これからのいろいろな政府としての、外務省、外交ルートを通じた対応、こういうものにも我々これらに緊密に連携をとりたいと思っております。

その中で、今おっしゃいました船舶の現状で、現実問題として、数週間もわたりその南水洋で監視できるものが、ちゃんと警護活動ができる船がないというのは、これは断然たる事実でありまして、そのことに対して本当に内心じじしたものがございまして、私も一政治家といたしまして、こういうものを放置していいということでは全くございません。危険をまわりない行為をされているわけでありまして、外務省ともよく連携をとりながら、関係国のいろいろな協力も今後どうなっていくのかということを見ながら、今の巡視艦の一

日も早い整備ということ、やはり海上保安庁として向き向きこれに取り組んでいくという姿勢をとらなきゃいかぬ、今こんな決意であります。

やまざわ委員 決意だけではなくて、ぜひこれは本当にやっていただきたいと思います。

それで、この問題の最後ですけれども、副大臣にもう一度、最後に、これはそれぞれ決意をお聞かせいただきたいと思うんです。

安倍総理は、主張する外交というのを言っているわけですね、私は、これはすばらしいことだと思います。外務委員会でさまざまな委員の皆さんから御意見を伺っていて、少なくとも、この外務委員会においては、野党も与党もなく、皆さん、日本の外交というものに対して真摯に、もっと主張していかなきゃいけないという思いを持って取り組んでいらっしゃるということは、もう本当によくわかります。また、麻生外務大臣も、それにおこたえるように、主張する外交というものをきちんとやっていくという姿勢が私は見てとれると思うんですな。

この一件に関しても、主張する外交をまさに具現化していただきたいと思うんです。きちんと抑止をする、二度と南氷洋にそういう連中は来させないように何とんでも外交の力を使ってやるんだ、そういう強い決意を表明していただきたいと思います。

岩屋副大臣 先ほども申し上げましたように、今般の妨害行為はまさに危険きわまりない行為でございます。これは断固非難されなければいけない行為だというふうに思っております。

したがって、今回のWICの総会においてもそうでございますけれども、あらゆる国際場裏の舞台を通じて、こういうことをきちんと取り上げていかなきゃいけない、こういうふうにいるところでございます。

非科学的な根拠で捕鯨反対を主張する国に対して、なかなか我が方の主張をすくりに理解させるということは非常に困難だとは思いますが、このWICの加盟国でも、先生御承知のとおり、賛成、反対、大体拮抗している、反対の方がちょっと多いというような格好で、こういう状況でございますので、一国でも我が国の主張を理解していただけるように、先般も、アフリカのある小さな国が加盟をしたいというお話でございましたので、ぜひ我が方の立場を理解していただくようお願いをさせていただいたところですが、そういう努力を粘り強く続けていきたい、こう思っております。

やまざわ委員 今、副大臣に少しお答えいただきましたが、我が国として、この捕鯨問題に対して取り組んでいくのが、我々が何を目指していくのかという基本的なスタンスは、この機会ですから、一度伺っておきたいと思うんです。というのは、私もこの鯨の問題にずっと取り組んできて、本当に、にっちもさっちもいかない膠着状態にあるんですね。賛成も反対も大体同じくらいの数で、わあわあ言うだけなんです。

それで、商業捕鯨を再開させるのには、加盟国の四分の三の賛成が必要だと、今、七十一カ国だと思います、この国際捕鯨委員会に参加している国が、四分の三をとるとするのは容易なことじゃないですね。ですから、商業捕鯨を再開させるということを目指して進んだとしても、国際捕鯨委員会というのくくりとか場において、これを実現させるというのは現実問題としてかなり難しい話なんじゃないかなという気がするんです。

そんなこともあって、国際捕鯨委員会は国際捕鯨禁止委員会みたいな状況になっておりますから、この国際捕鯨委員会そのものを、そもそもは、世界にある鯨の資源を絶滅させないように国際的に管理をする、そういう委員会だったはずのものなんです、そういうものにもう一度戻していく、正常化させたいということを我が国は昨年提案をして、そして、この国際捕鯨委員会を正常化させるための会合というものを開いたんですね。もう御案内のとおりでございます。そのところには、七十一カ国全部に、我が国は、正常化させるための会合だから参加して(れというふう)に働きかけをして、結局来たのは、日本に対して賛同する意見を持っている国しか来ない、要するに、国際捕鯨委員会そのものは、もはや正常化するということすら放棄している、私はそう言ってもいいんだと思います。

そういう状況にあって、これから私たちはどう進んでいくべきなのか、これは、ぜひ政府の見解を伺っておきたいと思います。

岩屋副大臣 先生御指摘のように、商業捕鯨の再開への道のりという道筋は、非常に国際環境としては厳しいものがあるわけでございます。我々としては、水産庁とも連携協力を、今度開催されるWIC年次会合の場で、沿岸小型捕鯨枠の確保などに向けて最大限の努力をしたいというふうには思っておりますが、商業捕鯨の再開に向けて、では妙案があるかという、妙案があるわけではないんですけども、ただ、今先生が御指摘になったように、長期的には、世界的に食料が不足するということもございまして、それから、もともと持続可能な形でこういう資源を利用していかんということで始まったはずだというのはおっしゃるとおりだと思いますので、食文化を含む文化的多様性を尊重する必要などをしっかりと国際社会に訴えていきたいと思ます。

私は、先般、アフリカへ行ったときに、サバナを歩く象さんの姿は優雅ですと声を聞かされた、懇談会の場ででしたが、余り大きな声で言えない話ですが、いや、象がふえてもう大変なことになっているんだ、あれはもう一日で自分の体重の半分くらい飯を食うんだ、象がふえるというところは砂漠化につながって環境破壊につながるんだという声も聞かれました。

鯨についても、やはり科学的根拠に基づいて、持続可能な資源として活用していくということと日本としてはこれからもしっかりと訴えていきたい、こう思っております。

やまざわ委員 最後にしますけれども、私は、この国際捕鯨委員会からは脱退してもいいと思っているんです、それで、日本が本当に正しいと思うことをきちんと世界に対して主張をして、そして私たちの意見に賛同してくれる国々を集めて、新しく鯨の資源を管理していくものをつかって、その枠組みの中で、しっかりと鯨とも共存共栄をしていくということをすればいいんじゃないかなと思います。

今、アフリカゾウの話をしていただきましたけれども、鯨も、南氷洋にはミンクジラという、今調査捕鯨の対象にしている鯨が七十六万頭もいるんです、それで、絶滅の危機に瀕していると言われていたシロナガスクジラは数百頭しかいないというんですね、シロナガスクジラもミンクジラも同じえさを食べているんですよ。

ですから、一遍、生態系のバランスというものを人間が崩してしまったならば、もう一度もとに戻すために人間が汗を流すというのは、科学的に見ても私は正しいことだと思います。そういった見解を持ちながら、これからも粘り強く私もこの捕鯨問題に取り組んでいきたいと思っております。

きょうは本当にありがとうございました。

山口委員長 次に、笠井亮君。

笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

きょうは、日本とNATOとの協力の問題について質問いたします。

五月九日の当委員会の質問で、去る五月一日の日米安全保障協議委員会、いわゆる2プラス2の共同発表の中で初めて日本とNATOとの協力について言及したというふうに答弁がありました。西宮北米局長は、日米間の合意文書を大分調べたけれども、これまでに言及したものは無いというふうに答えましたけれども、この日本とNATOへの言及というのは、2プラス2において、日米のどちらから提起されて盛り込まれたものなんでしょうか。

西宮政府参考人 相当長い過程で準備をいたしてきたものですから、どちらから申し上げたというのは、今、私の手元に資料がございません、申しわけございません。

笠井委員 この間、米側からは、日本とNATOとの関係緊密化を歓迎するという動きが、いろいろな意味で発言もあつたり伝えられてきております。

それでは、今回の2プラス2の中で、日本とNATOとの協力問題について、米側は、だれがどういうふうなことを言ったんでしょうか。

西宮政府参考人 2プラス2におきましてそれぞれの関係が何を言ったかということは差し控えたいと思しますが、ことしの2プラス2の後の記者会見におきまして、ゲーツ国防長官から、NATOとの協力について、記者団から質問がございまして、これに答える形でアフガニスタンの例を挙げまして、これは日本が日本の政策と一貫性のある形でNATOと協力を行うという例であるといった発言をされております。

笠井委員 NATOの側も、この間、振り返ってみますと、韓国、豪州、日本、ニュージーランドということで、そういう名前もいろいろな形で挙がりながら、非加盟国との協力拡大ということについて、例えば去年四月のソフィアでの非公式の外相会議でも取り上げられて、そして事務総長自身もそういう機会に発言をしている、そして十一月のリガ・サミットでもこういう問題が取り上げられたというふうに承知をしております。

今回の2プラス2の後に、久間防衛大臣がNATO本部を訪問しました。昨年もちょうど、振り返ってみますと、麻生大臣が、2プラス2が終わって、五月一日、同日の後に、外相として初めてNATO本部を訪問されました。そして、そのときの演説の中で、私もテキストを改めて拝見しましたが、大臣は、「NATOの主たる役割が、集団防衛である」、「日本の自衛隊は、憲法に基づく制約のため、いかなる形であれ集団防衛の取次めへの参加は出来ません。」こうはっきり言われております。同時に、その後いろいろとお話をなさった中で、最後に、「今後、日本とNATOとが相互理解を継続的に深めていけば、最後には、政策協調のみならず、オペレーション的側面においてもどのような協力が可能かを見つけるであろう」と確信していることと結んだわけでありました。

そこで大臣に伺いたいんですが、このオペレーション的側面での協力というのは、どういう意味でおっしゃったんでしょうか。

麻生國務大臣 NATOとの協力というのは、今、現実問題として動いているのは、インド洋の洋上におきます給油が多分一緒だと思っております。それで、御存じのように、我々日本側、NATO側といきますと、NATO側は、いわゆるNATOの域外に出てNATO軍として参加したのは多分アフガニスタンなんだと思います。我々日本の方も、テロとの闘いという戦場において、洋上において給油もしくは給水等々のことをやった、多分、現実問題として、一緒に共同作業というのであればこれが最初かな、そのような感じがいたします。それ以後も、今、NATOの方から、陸上における話やら何やらいろいろな国から個別に來たり、また、PRT等々の話いろいろ来るのは事実であります。

我々といましては、こういったようなものは、今、御存じのように、憲法上の枠組みの話がありますので、どの程度のものが現実的にできるか、かつ、これは格好だけつけてもだめで、現実的にやはり治安とか平和とか緊要とかにつなげていくものでないかと余り意味がないと思っておりますので、そういったものは具体的にどんなことが現実的に、ある程度は動く(範囲が決まれている中で、動ける許容範囲が決まれている、いろいろな表現がありますけれども、我々、できる範囲がある程度決められておりますので、その上になって、アフガニスタンの復興支援にどんなものが役立つかなんかというの、一緒にやる、いわゆる世界じゅうが一緒、世界じゅうとかいうNATO軍がやっておりますので、一緒にやるというのは、一つの方法として、例えば日本はいわゆるNGOなり何であって、向こうはとか、いろいろな組み合わせも含めて、幅広く柔軟に考えて効果を上げるのが一番かなと。

ちょっとまだ検討中でありまして、今、仮定を申し上げるだけであります。

笠井委員 先日の外務委員会の中でも、大臣は私の質問に対して、アフガニスタンでのNATOによるPRTへの参加については、主として資金援助が大きいんだ、治安の話と関連するので、自衛隊を出せるかという難しいんだという形で、直ちに自衛隊を派遣して治安活動というふうな話ではないんだということも言われたりしました。

今のお話を伺っていて、結局、いろいろな検討をしながらも、いずれはオペレーション的側面での協力、軍事作戦上の協力が拡大していく、あるいは、それがどうすれば可能になるとかというふうなことも念頭に置きながら今後を考えていらっしゃるということなんでしょうか。

麻生國務大臣 笠井先生、とりてて今、このオペレーションにこう参加したいめというところを考えているわけでは全くありません。

私どもとして何ができるかというのは、ちょっと正直、初めてのことでありますので、海上でならともかく、陸上でということになりますと、いろいろな地域の情勢等々、外務省から入ってくる情勢、いろいろ違います。

例えば、地雷除去という話は、今カンボジアなんかでNGOで日本はやっておりますけれども、あの山の中におけるあれとジャングルの中と砂漠の中ですと、同じ地雷とはいえ大分やり方が違うんだそうで、かなり状況が違う等々よく聞かされるところでもありますので、現実問題、何が本当に役に立つかというのは、資金援助以上とどなことができるかということとを、ちょっと正直、考えているという以上のものでもございませぬ。

笠井委員 安倍総理は、ことし一月、NATO本部へ行かれて、そして演説をする中で、自衛隊が海外での活動を行うことをたのめいとNATOの本部の場で言われるということとで明言をして、アフガニスタン支援のコミットメントとして四点を挙げました。第一に、ロンドン会合のコミットメントを達成するために約三億ドルのさらなる支援の実施。第二に、治安分野での支援強化。第三に、NATOのPRTの活動との協力強化。そして第四に、麻薬、テロとの闘いでの役割。

さきの2プラス2後の共同記者会見で、先ほどありましたが、ゲーツ国防長官が日本とNATOとの協力についてアフガニスタン支援を挙げて、その直後に久間大臣がNATOの本部に行って事務総長と会談をして、自衛隊が民間人や資材の輸送などできるかどうかを検討したいと、これは共同の会見の中でも言われている。

そうすると、事態は、去年、外務大臣が五月に行つて演説をされたときよりもさらに進んでいるという印象を私は受けるんですね。総理の演説、そして、ことしの2プラス2を受けての久間大臣のNATOでのやりとりということになりますと、オペレーション的側面での協力というのはさらに踏み出しているというふうには私は受けとめているんですが、大臣、大臣のおっしゃっていること、ことしに入つての一連のそういう総理や防衛大臣のなされている、あるいは言動についての関係というのは、どういうふうにとらえたいんでしょうか。

麻生國務大臣 昨年の五月のときは間違いなく、NATOの理事会において日本から少なくとも閣僚が出て発言をした最初の例と、九月にたちました安倍総理のときと、一年たちました久間大臣のときと、これは時間がたつておりますので、ある程度、最初に申し上げたときとは、現実問題として、事務レベルというふうなところではいろいろ話が進んでいる、いろいろ検討が進んでいる、それはもう十分にあり得るというふうにはお察しのとおりであります。

少なくとも、インド洋の洋上におきまして、いろいろな給油、給水活動等々は、これは極めてNATOの評価は高いのはもう御存じのとおりでありますので、練度、土気等々極めて高い状況が続いておりますので、こういったものに対する期待は極めて大きいというのは事実です。

しかし、その話とできる範囲というのは明確にしておかないと、御懸念のような話になって、話がどんどんエスカレートするかもしれないということになり得るというのは、これは十分に注意しておかないかぬところだ、私どももそう思っております。

笠井委員 インド洋については私は違う立場を持っていますが、それは別として、今の話は、大臣の認識は伺いました。

それで、もう一つ問題ですが、NATOのエルドマン事務次長が、昨年十二月十二日にブリュッセルで、日本の記者団との会見の中で、NATOと日本の当局者との間でミサイル防衛について協議したということと述べて、そして、ことし三月訪日をする。これは実際に、三月の日本とNATOとの高級事務レベル協議のことだと思っんですけれども、その問題も改めて取り上げる考えを述べたということでもあります。

これは外務省が防衛省どちらでも結構ですけども、日本とNATOの間で、そういうミサイル防衛についても実際に協議を行っているのか、いつ、どういうレベルで、それが、どんな話し合いに今なっているのかについて説明してください。

片上政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど委員の方から御指摘のありました、七日行われたエルドマンNATO事務総長補と駐外務審議官との高級事務レベル協議で、幅広い分野について意見交換が行われたわけですけども、ミサイル防衛に関しては、その協議の場において、ミサイル防衛に関する現状について、具体的には我が方より、弾道ミサイル防衛に関する我が国の取り組みの現状について説明し、NATO側からは、NATOのミサイル防衛については今後NATO内部で議論を行っていくという旨の説明があった、そういうやりとりでございます。

笠井委員 NATOは去年十一月の首脳会議で、リガ宣言というのを採択しております。私もそのテキストをここに持ってまいりましたけれども、この第十二項というところで、これは非NATO諸国と作戦上の連携を拡大させていくと言及があります。これは、この間のNATOの議論でいえば、明らかにアジア太平洋の非加盟国等も念頭に置きながら、連携強化の方針を打ち出したということでもあります。

ブッシュ大統領はこの首脳会議の前日にラトビア大学で演説をして、そしてこれもテキストがここにありますが、NATOの価値を共有し、平和の大義において、我が同盟とともに活動する日本やオーストラリアのような国々と共同訓練や合同演習、共通防衛計画づくりを進めるといっていて、そういう形で表明しているということでもあります。

大臣、日本としても、こうしたブッシュ大統領が言うような方向で、あるいはリガ宣言で言っているような方向でやはり目指しているというふうなことなんでしょうか、いかがですか。

麻生国務大臣 今直ちに日米同盟以外の同盟関係をつくって訓練をというような話をしてはなりません。ただ、共同訓練というんですたら、海賊対策等々、日米口でやったんですけど、いろいろな形で共同の訓練等々をやっております。古くはリムパックにスタートしておりますけれども、環太平洋のあれがリムパックと昔言いましたけれども、そういったのを初め、いろいろやってきておると思いますので、そういった実績はあると思いますけれども、今直ちにこれを幅を広げて新たな同盟関係をというような関係では全くございません。

笠井委員 いわゆる集団的自衛を基本とするのがNATOでありますから、そうしたNATOとの協力を進めていくと、これは当然、いや応もなしに、集団自衛権の行使の問題、そして先ほどのMDの問題でも、結局、武器輸出三原則もかかわってくる問題があり得る。そして、憲法改正の問題に直向することは明らかであります。そもそも日本防衛ということと安保があり、自衛隊があったことが、今NATOと協力関係という話まで来ているということと自体がもう相当変質していると思っんです。

しかし、そういう点で、昨年四月のNATOの中の議論でも、外相会議の中では、日本などとの連携強化ということについて言うところ、オーケーだというだけじゃなくて、例えばドイツの外相なんかも、我々はいかなる新たな機構も望むものではないということも言っているという点でいきますと、やはり世界が軍事同盟から平和の共同体の方向に大きく前進しているときに、日本とEUというならこれはわかります。しかし、日本とNATOという形でやっていくということになりますと、せっきの日本国憲法に基づく外交の力が世界から期待されている日本が、軍事同盟の世界的拡大を目指すNATOと軍事連携強化ということになりますと、そして、アメリカの戦略の中でもともに分担し合うということになると、これは大変なことになる。

そうした道は断じてとるべきじゃないということ強調しまして、質問を終わりたいと思います。

山口委員長 次に、照屋寛徳君。

照屋委員 一昨日の当委員会、環境省、海上保安庁にもお越しいただきましたが、時間の関係で質問ができず、済みませんでした。そこで、改めてお尋ねしたいと思います。

周囲を海に囲まれた沖縄の自然環境や景観を保全する上で、外国からの漂流・漂着ごみ問題は深刻です。環境省は沖縄の漂着ごみの発生源対策を検討するため、二〇〇七年度から二年かけて、石垣島や西表島などで漂流・漂着ごみ国内削減モデル調査を実施する方針とのことですが、その事業内容をお尋ねします。

谷津政府参考人 お答え申し上げます。

漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査費、これの概要でございます。

この調査は、平成十九年度の新規予算で、漂流・漂着ごみの著しい一定範囲のモデル海岸を定めて、対策のあり方を検討するということとを目的としてございます。

具体的には、モデル地域におきまして、漂着ごみの状況、地域特性などについて概況調査をまず行います。続きまして、これに基づいて、環境保全上の価値が高い海岸を選びまして、クリーンアップ作業を定期的を実施して、漂着したごみの分類、漂着経路の推定、重機の利用等も含めた効果的、効率的な清掃運搬処理の方法を検討する。さらに、地方公共団体との密接な連携のもとで、この問題に取り組むボランティアなどの意見交換を定期的に行いまして、関係者間の連携のあり方を検討するということとでございます。

本調査につきましては、全国七地域で実施するということとを想定しておりまして、沖縄県においては石垣島、西表島をモデル地域に選定しているということとでございます。

照屋委員 外国からの漂流・漂着ごみ問題を国際的な枠組みの中で積極的に取り上げることが重要だと思われる。漂着ごみ問題に取り組む北西太平洋地域行動計画では、日本海は対象ですが、沖縄本島や八重山地域に面する東シナ海は国際的な枠組みに含まれていないようですが、環境省あるいは外務省の見解と方針をお尋ねします。

大江政府参考人 ただいま先生から御指摘がありました北西太平洋地域海行動計画、いわゆるNOWPAPと呼ばれているものですが、九四年に日中韓の四カ国で採択されたものですので、その四カ国で議論をして、どうい地域をその海域の対象とするかということを決めたわけではございませんけれども、基本的な考え方としては、ごみのたまりやすいいわゆる閉鎖海と言われているものを中心にその海域を設定したということとございまして、そういうことで、日本海及び黄海を主たる対象として合意されたという経緯でございます。

したがって、その閉鎖海ではない東シナ海や沖縄等については、当初から、このような海洋汚染が特に問題となる海域だと当時認識されておりましたので、対象とされなかったというふうには承知しております。

照屋委員 海上保安庁の資料によりますと、海洋汚染の海域別発生において、沖縄を含む南西海域の海洋汚染は航行中のタンカーなどから投棄される廃油ボールが原因となっております。南西海域における廃油ボール汚染の実態と海上保安庁の監視体制や近隣諸国との連携方策についてお尋ねします。

石橋政府参考人 まずは漂着廃油ボールの状況ですけども、海上保安庁での調査によりますと、日本沿岸周辺では、南西諸島に漂着している廃油ボールというのはやはり非常に多ございます。

海上保安庁としましては、海洋汚染の防止の観点から、巡視船艇、航空機により、我が国周辺のタンカーの航行ルート等において、油排出事案の監視、取り締まりを実施する一方、一定の海域及び沿岸部において漂流・漂着廃油ボールの調査を行っているところであります。

また、漂流・漂着廃油ボールに関する情報があった場合には、その状況把握や廃油ボールの成分分析等を行って対処しております。

さらに、従来から、韓国、中国、ロシアなどを初め近隣諸国との連携協力を行ってきており、海洋汚染の防止に関しまして、その一環として協力体制の構築を図っております。

海上保安庁としては、今後とも、廃油ボールの調査等や巡視船艇及び航空機によるタンカーの航行ルート等における油排出の監視、取り締まりを実施するとともに、今後発生する廃油ボールの増減の状況等を踏まえ、必要に応じ、近隣諸国との協力体制を通じて対処していくように努めてまいりたいと思っております。

照屋委員 最後に北原長官に、一昨日の当委員会における私の質問に対する長官の答弁に関連して尋ねます。

その前に、私は、当委員会でも再三再四、辺野古海域における環境事前調査に海上自衛隊の掃海母艦「ぶんご」を出動させる、海上自衛隊の潜水士を投入する法的な根拠はいまいである、もちろんその行為も私は断じて許せないということを言いましたが、きのうの衆議院安保委員会でも久間大臣は、自衛隊法上の明確な根拠がないことを認めております。

きょうは、それはさておきましょう。私が長官に尋ねたいのは、辺野古海域における事前調査において、どのような調査機器を、いかなる調査目的で、合計何カ所に設置をしたのか、簡潔明瞭にお答えください。

北原政府参考人 照屋寛徳先生に御答弁申し上げます。

今回の現況調査につきまして私どもがキャン・シュワブ沖周辺の海域に設置をいたします機材は、サンゴ類の産卵状況、ジュゴンの生息状況、それから海象状況などを把握することを目的といたしまして、そのための機器といたしましては、サンゴの着床具、それからパッシブソナー、水中ビデオカメラ、海象機器などとなっております。

それから、先生、何か所設置したのかという御質問でございますけれども、私ども、現在実施しておりますこの現況調査につきまして、その方法とつかあるいは状況につきましては、前回のボーリング調査のときの妨害行為等にかんがみまして、対外的に明らかにすることにつきましては慎重に考えているところでございます。

そして、この十八日から行いました調査、今回の調査につきまして現実には妨害行為があったところとございまして、船の上につきましてはテレビ等でも報道されておりますが、海の中、見えないところでございますが、見えないところで、潜水士をつけた方が作業場所に入ってきて作業を妨害された、あるいは調査機器を置くための架台にしがみついたりして作業を妨害するといったこともあったんです。それからさらに、御承知のように、潜水士の方というのは一般に、一般といいますが圧縮空気を詰めた酸素ボンベを背中に背負って、そのボンベからホースをつないだ自動空気調節器、これをいわゆるレギュレーターと呼んでおりますが、それを口にくわえて、……(照屋委員「何か所設置したか答えて」と呼ぶ)それで、ちょっと、おわかりいただきたいんです。そういうものをくわえて酸素を吸ってやっているんですけども、今回もそういったレギュレーターを外されるといった報告も受けているわけでございまして、そういうことを考えますと、その機材の設置数といったことにつきましては、今後の作業の円滑な実施を図る上で支障を生ずるおそれがあるということ、御答弁は差し控えていただきたいと思っております。

照屋委員 ことも簡潔明瞭じゃない、いまだに何か所調査機器を設置したかも明らかにしない、そういう秘密主義ではいけません。

最後に、きのうの地元二紙は社説において、サンゴの産卵状況の調査でサンゴを破壊した今回の調査を厳しく批判しております。北原長官は当委員会でも、サンゴを大幅に破壊したとか、あるいは損傷したと認めておられませんが、何を根拠に破壊、損傷がなかったと言ったのか、また、機材を設置した場所の現状につきましては確認をすることといたしておりますとも答弁しております。

現状確認とは調査をすることが、確認後いかなる対応措置をとるのか、お答えください。

山口委員長 北原長官、質疑時間が過ぎますので、簡潔にお願いします。

北原政府参考人 私が申し上げましたことにつきましては、この機材を設置するに当たりまして、我々として、環境に配慮する等々、現場確認をしたりして慎重にやっております。したがって、できるだけ、サンゴ着床具を設置することによる影響を低減するように努めたといったことを申し上げたわけでございます。

いずれにいたしまして、調査機材を設置した後の状況につきましては、今後確認をすることといたしております。

照屋委員 終わります。

山口委員長 次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件の各件を議題といたします。

政府から順次趣旨の説明を聴取いたします。外務大臣麻生太郎君。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

(本号末尾に掲載)

麻生国務大臣 ただいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、平成八年に締結されたフランス共和国との間の現行の租税条約を改正する議定書を締結するため、昨年一月以来交渉を行いました。その結果、本年一月十一日にパリにおいて、我が方飯村在仏大使と先方コベ予算・国家改革担当大臣との間で、この議定書に署名を行った次第であります。

この議定書による改正の内容は、配当等に対する限度税率を引き下げること、就労者が自国の社会保障制度に対して支払う社会保険料について、所得控除を相互に認めること等であります。この議定書の締結により、我が国とフランスとの間での課税権の調整がさらに図られ、両国間の経済的、人的交流等が一層促進されることが期待されます。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、昭和五十五年に締結されたフィリピン共和国との間の現行の租税条約を改正する議定書を締結するため、昨年五月以来交渉を行いました。その結果、昨年十二月九日にマニラにおいて、我が方山崎在フィリピン大使と先方テベス財務長官との間で、この議定書に署名を行った次第であります。

この議定書による改正の内容は、配当等に対する限度税率を引き下げること、みなし外国税額控除の適用範囲を拡大しつつ、十年間の適用期限を設けて将来的に廃止すること等であります。この議定書の締結により、我が国とフィリピンとの間での課税権の調整がさらに図られ、両国間の経済的、人的交流等が一層促進されることが期待されます。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。

最後に、社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

従来からオーストラリアとの間には、人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題があり、政府は、この問題を解決するため、オーストラリア側と、平成十七年六月以来、協定の締結交渉を行ってまいりました。

その結果、本年二月二十七日にキャンベラにおいて、我が方上田在オーストラリア大使と先方ブラフ家族・地域サービス・原住民問題大臣との間で、この協定の署名が行われた次第であります。

この協定は、日豪間で年金制度の適用の調整を行うことを目的とします。具体的には、年金制度への加入に関し、就労が行われている国の法令のみを適用することを原則としつつ、一時的に相手国に派遣される被用者の場合には、原則として五年までは自国の法令のみを適用すること、及び保険期間の通算による年金の受給権を確立すること等を定めるものであります。

この協定の締結により、年金制度への二重加入等の問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されること等により、両国間の人的、経済的交流が一層緊密化されることが期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願い申し上げます。

山口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

[このページのトップに戻る](#)